

茨城県ネーミングライツ・パートナー募集要項 (施 設 提 示 型 募 集)

1 目的

茨城県（以下「県」という。）が保有する別紙1の施設について、ネーミングライツ・パートナー（以下「パートナー」という。）を募集します。

ネーミングライツとは、公共施設等に企業名や商品名等を冠した名称（以下「通称」という。）を付与する権利（施設等命名権）です。県は、施設名として通称を使用する代わりにパートナーから対価を得ます。

パートナーとは、施設名に通称を付与する権利を有する施設等命名権者をいいます。

本要項は、募集について必要な事項を定めたものです。

2 募集の概要

(1) 募集対象施設及び主な条件

〔別紙1〕募集対象施設一覧を御参照ください。

※ 契約期間の開始が年度途中となる場合、その年度のネーミングライツ料については、月割計算（1円未満切捨て）によるものとします。

※ 最低希望金額は、消費税及び地方消費税を含みます。

(2) 通称の使用開始予定日

応募から約1～2か月後

(3) 命名に伴う留意事項

ア パートナーは、当該施設等に通称を付与することができます。ただし、各施設の用途が分かりやすい通称とします。

イ 命名するのは一般的な呼称として用いられる名称であり、条例で定める施設等の正式名称を変更するものではありません。

ウ パートナーであることを、パートナーが管理するホームページ、出版物等で表示することができます。

エ 利用者の混乱を避けるため、契約期間中の通称の変更は原則として認めません。

オ 次に該当するものは通称として使用することができません。

(ア) 法令、規則等に違反するもの

(イ) 公序良俗に反するもの

(ウ) 政治性又は宗教性のあるもの

(エ) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの

(オ) 社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの

(カ) 青少年の健全育成にとって有害であるもの又はそのおそれのあるもの

(キ) その他通称として適当でないと県が認めるもの

カ 付与名称の条件については、〔別紙2〕募集施設の概要を必ず御確認ください。

(4) 契約期間

契約期間は、原則として3年以上とします。

なお、契約期間の満了日は、原則として契約期間の開始日から起算して5年以内の年度末

日までとします。

(5) 募集対象施設の概要

[別紙2] 募集施設の概要を御参照ください。

(6) 通称掲示場所等及び費用負担等について

ア 通称が掲示される看板等について

(ア) 看板等の変更範囲については、県及び関係機関との協議の上決定します。

(イ) 新規に看板を設置する場合は、パートナーからの要請を受けて県及び関係機関で協議することとします。

(ウ) 変更可能な道路案内標識は、原則として県が管理している物とします。

(エ) 県以外の者が管理する道路案内標識において変更の希望がある場合は、県から管理者に標記変更の旨を連絡しますが、変更の可否については管理者の判断となります。

イ 印刷物等の掲載について

(ア) 県が作成するパンフレット等の印刷物に掲載する施設名は、原則として通称を使用しますが、正式名称と併記する場合があります。

(イ) 民間事業者が発行する地図、観光ガイドブック等については、通称ではなく従来の名称で記載される場合があります。

ウ 看板及び印刷物等における費用等の負担

(ア) 看板等の新規設置及び変更に係る費用及び作業については、ネーミングライツ料とは別にパートナーの負担とします。

(イ) パートナーからの希望により新規に設置した看板の維持管理は、パートナーの負担とします。

(ウ) 県が作成するパンフレット等の印刷物に係る費用及びホームページの表示変更に伴う経費は、県が負担します。

(エ) 県が作成した既存の印刷物等の表示については訂正せず、在庫分はそのまま使用する場合があります。

(オ) 契約終了後の原状回復に要する費用は、ネーミングライツ料とは別にパートナーの負担とします。

(カ) 上記のほか、通称への変更に要する作業及び費用についてはパートナーの負担とします。

3 応募資格

経営が安定しており、社会貢献や法令遵守等について理解のある民間の法人、団体及びグループ等とします。ただし、次に掲げる者は対象外とします。

- (1) 法令及び法令に基づく命令に違反した者
- (2) 県から指名停止措置等を受けている者
- (3) 県税（地方消費税を含む。）を滞納している者
- (4) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は第3号に規定する者
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業に該当する事業等を営む者

- (6) 消費者金融に係る事業等を営む者
- (7) 法律に定めのない医療類似行為を行う事業等を営む者
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをされている者及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをされている者
- (9) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産の申立てがなされている者
- (10) 現在の指定管理者と事業目的が競合する者
- (11) その他パートナーとして適当でないと県が認める者

4 申込方法

(1) 提出書類

ア ネーミングライツ・パートナー応募申請書（様式 1）

イ 添付書類

添 付 書 類		
①	ネーミングライツ・パートナー応募に係る誓約書（様式 2） 役員名簿（様式 2 別紙）	必須
②	企業又は事業の概要がわかるもの（会社概要、企業案内パンフレット等）	必須
③	定款、寄付行為などの規約	必須
④	商業・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	必須
⑤	過去 3 年間の決算報告書（法令等に基づく計算書類）	必須
⑥	本県内に本社又は支店等がある場合には、直近の本県内の県税事務所が発行した県税に未納がないことを証明する納税証明書（茨城県県税条例施行規則様式第 40 号の 4（イ））	必須
⑦	法令遵守に関する取組がわかるもの（規約等）	任意
⑧	地域貢献等の実績及び今後の計画がわかるもの	任意
⑨	通称の標示のロゴ、デザイン等の図面（使用ガイドラインがある場合は添付）	任意

※ グループで応募する場合は、構成する全ての法人、団体について提出してください。

【留意事項】

- ・ 提出された書類は、関係機関等の意見を求めるため使用する場合があります。
- ・ 必要に応じて追加資料を求める場合があります。
- ・ 提出された書類は返却しません。
- ・ 茨城県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、同条例に基づき公開することがあります。
- ・ 申請書等の提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

(2) 提出部数

1 部

※ 2 施設以上に申込みする場合は、申込施設ごとに申請書を御用意ください。

(3) 提出方法

持参、書留郵便又は電子メール

(4) 申請書等の提出期間及び場所

ア 提出期間 随時受け付けております（毎月末日締切）。ただし、持参の場合は、土曜

日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前9時から午後5時までとします。

イ 提出場所 茨城県水戸市笠原町978番6
茨城県 総務部 管財課 公有財産維持活用推進室
電話番号 029-301-2380
電子メール kanzail@pref.ibaraki.lg.jp

5 選定方法等

(1) 優先交渉権者の選定方法

毎月末日締切後、ネーミングライツ・パートナー選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、委員会において、応募企業等から提案された名称、契約金額、契約期間、企業等の社会貢献実績、提案事項等を総合的に判断し、優先交渉権者を選定します。

応募者が1者のみの場合も、委員会においてパートナーとして相応しいかどうか審査します。

ただし、審査の結果、応募資格を満たさない等の理由で、優先交渉権者を選定しない場合があります。

※ 優先交渉権者…委員会において、パートナーとして適格かつ、他の応募者より県にとって有益な契約条件を提案したとして選定された者

【失格とする提案】

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- ア 審査の過程において、応募資格を満たさないことが明らかになったとき。
- イ 応募様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないとき。
- ウ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- エ 申請書等の提出期間に所定の書類が提出されなかったとき。
- オ その他不正な行為があったとき。

(2) パートナーの決定

優先交渉権者の選定結果を踏まえ、県がパートナーを決定します。

(3) 決定の通知

パートナーが決定した際には、施設ごとの全ての応募者に決定経緯を通知するとともに、県のホームページ等で公表いたします。

※ 優先交渉権者の発表等、途中経過については県の任意により公表します。

【県が実施を予定している通称の周知（広報）活動】

- ア マスコミへの情報提供等を通じての通称の周知
- イ 県ホームページ（施設HP、施設所管課HP等）への掲載
- ウ 県広報紙「ひばり」への掲載
- エ SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等での周知
- オ 県関係機関、地元市町村及び施設利用者への周知

6 契約の締結及び更新

(1) 契約の締結

県と優先交渉権者でネーミングライツ導入に必要な事項(優先交渉権者の希望により新規に設置する看板等がないか等)を協議の上、ネーミングライツ・パートナー契約を締結します。

(2) 契約の更新

パートナーは、契約期間終了前に当初の契約金額と同額以上であることを条件として、更新の申し出ができることとし、委員会の審査を行い、優先交渉権が付与された場合、県と契約内容の協議を経て、パートナーとして更新できることとします。

また、契約の更新により、パートナーを継続できる期間は、当初の契約の始期から起算して10年を上限とします。

7 契約の解除等

パートナーが次の事項に該当した場合、県は契約を解除できることとします。

この場合、原状回復に必要な費用はパートナーの負担となります。

(1) パートナーが応募資格を満たさなくなったとき。

(2) 法令違反等の不正行為、公序良俗に反する行為若しくはパートナーの責めに帰すべき事由によって県若しくは施設等のイメージが損なわれ、又は損なわれるおそれがあるなど、パートナーとして適当でないと認められる事態が生じたとき。

(3) 提出書類に虚偽の記載があったことが判明したとき。

8 その他

(1) 通称使用の禁止について

通称の使用が禁じられている国際大会等の開催期間においては、大会主催者等からの要請を受けて、通称ではなく条例に基づく正式名称を使用する場合があります。

(2) ロゴなどのデザインについて

通称を標示する文字の配置や書体及びマーク、キャラクター等(以下「ロゴ等」)について提案がある場合については、函面を提出してください。

パートナーの提案により通称の標示にロゴ等を使用する場合又はパートナーが新規に看板等を設置する場合については、屋外広告物条例や景観条例等の関係法令に抵触しないか、パートナーが確認してください。

(3) 通称に関する知的財産権を取得する場合

ア 通称の標示のロゴ等を商標登録する場合は、パートナーの商標として登録することになります。

イ 県はロゴ等無償で使用できることとします。商品のパッケージ等に第三者が使用する場合の条件については、パートナーと当該第三者が個別に協議してください。

ウ 第三者の知的財産権を侵害しないか、パートナーの責任で確認してください。

(4) 通称を付与した施設で発生した災害、事故等により、パートナーのイメージダウンを伴う可能性があります。県は一切責任を負いません。

(5) この要項に定めのない事項については、別途協議するものとします。

(6) 不測の事態等が生じたときは、この要項に記した内容に関わらず、臨機の措置をとることがあるものとします。

(様式1)

ネーミングライツ・パートナー応募申請書
(施設提示型募集)

令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

所在地:

名称:

代表者名:

茨城県ネーミングライツ・パートナー募集要項(施設提示型募集)に基づき、下記のとおり申し込みます。

記

業種			
応募施設	番号		施設名
通称			
	略称 ※		
契約期間	令和 年 月 日から令和 年3月31日まで		
ネーミング ライツ料	年額 _____ 円(消費税及び地方消費税を含む。)		

連絡 担 当 者	所属		
	職名・氏名		
	連絡先 電話番号等	電話番号:	FAX:
		E-mail:	

応募の趣旨(上記通称とした理由・目的など)	
-----------------------	--

(様式2)

ネーミングライツ・パートナー応募に係る誓約書

私は、現在、下記事項に該当する者でないことについて誓約いたします。

これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴県が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。

なお、下記4について、ネーミングライツ・パートナー応募資格の確認のため、貴県が茨城県警察本部に照会することについて承諾します。

記

- 1 法令及び法令に基づく命令に違反した者
- 2 県から指名停止措置等を受けている者
- 3 県税（地方消費税を含む。）を滞納している者
- 4 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は第3号に規定する者
- 5 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業に該当する事業等を営む者
- 6 消費者金融に係る事業等を営む者
- 7 法律に定めのない医療類似行為を行う事業等を営む者
- 8 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをされている者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをされている者
- 9 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産の申立てがなされている者
- 10 現在の指定管理者と事業目的が競合する者

令和 年 月 日

申込人 住所又は所在地

氏名（ふりがな）又は名称

及び代表者名（ふりがな）

生年月日

性別

